

# 児童手当に関する見直しについて

令和2年12月25日

# 児童手当の見直しについて

児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。

○ 世帯合算は導入せず、主たる生計維持者の所得で判断

○ 年収1,200万円\*以上の者への特例給付を廃止

( \*子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合。扶養人数に応じた所得額は政令で定める。 )

○ 施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年10月支給分から適用。

⇒ 上記について、令和3年通常国会に必要な法案の提出を図る。

( 併せて、毎年受給者に提出を求めている現況届の届出義務を廃止し、受給者の負担軽減を図る。 )



( 参考 ) 全世代型社会保障改革の方針 ( 令和2年12月15日閣議決定 )

## 2. 待機児童の解消

( 前略 )

その際、児童手当については、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)等に基づき、高所得の主たる生計維持者(年収1,200万円以上の者)を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年(2022年)10月支給分から適用する。

これらのために、令和3年(2021年)の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

# 特例給付の支給対象外となる主たる生計維持者の所得・収入基準について（イメージ）

特例給付の支給対象外となる基準について、子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、主たる生計維持者の年収を1,200万円とする。

その場合における、政令で定める所得額の基準と、それに対応する給与収入額の目安は下記表のとおり。所得額に扶養親族等1人当たり所得税法上の扶養控除相当の38万円を所得額・収入額目安に原則加減算したもの。

## イメージ

（単位：万円）

扶養親族等の数 （カッコ内は例）	所得額	収入額目安
0人（前年末に児童が生まれていない場合等）	858	1071
1人（児童1人の場合等）	896	1124
2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	934	1162
3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	972	1200
4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	1010	1238
5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	1048	1276

扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。

扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となる。

収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額である（実際の適用は政令で定める所得額で行い、収入額は用いない）。

# 児童手当制度の概要等

# 児童手当制度(昭和47年創設)

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する							
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで (15歳に到達後の最初の年度末まで) の児童(住基登録者:外国人含む) 対象児童 1610万人 (うち特例給付160万人) (令和2年度予算)	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>監護・生計同一(生計維持)要件を満たす父母等 所得制限限度額(年収ベース) 960万円(夫婦と児童2人の場合)</li> <li>児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>					
手当月額 (一人当たり)	0～3歳未満	一律15,000円						
	3歳～小学校修了まで	第1子・第2子:10,000円	第3子以降:	15,000円				
	中学生	一律10,000円						
	所得制限限度額以上	一律5,000円(特例給付)						
支払月	毎年2月、6月、10月(前月までの4か月分を支払)							
実施主体	市区町村(法定受託事務) 公務員は所属庁で実施							
費用負担	国、地方(都道府県・市区町村)、事業主拠出金で構成 事業主拠出金は、標準報酬月額・標準賞与額を基準とし、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当							
		被用者		非被用者		公務員		
	0歳～3歳未満	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
		特例給付	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属 10/10	
	3歳～中学生	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10		
給付総額	令和2年度予算:2兆929億円 (うち特例給付 957億円) (国負担分:1兆1,496億円、地方負担分:5,748億円、事業主負担分:1,765億円、公務員分:1,919億円)							

# 児童手当(本則給付)の支給対象外となる主たる生計維持者の所得・収入基準について(現行)

児童手当(本則給付)が支給されないこととなる所得額(特例給付の対象となる基準)。  
(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、収入額目安は960万円)

(単位:万円)

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額	収入額目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040

扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。

扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となる。

収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額である(実際の適用は政令で定める所得額で行い、収入額は用いない)。

# 令和2年度予算における児童手当支給対象児童数・予算額

		児童手当		特例給付		合計児童数
		月額	児童数	月額	児童数	
3歳未満	第1子	15,000円	130万人	5,000円	9万人	140万人
	第2子		100万人		7万人	110万人
	第3子以降		50万人		3万人	50万人
3歳～小学生	第1子	10,000円	410万人	5,000円	40万人	450万人
	第2子	15,000円	310万人		30万人	350万人
	第3子以降		160万人		20万人	170万人
中学生	第1子	10,000円	140万人	5,000円	20万人	160万人
	第2子		100万人		20万人	120万人
	第3子以降		60万人		10万人	70万人
合 計			1,450万人		160万人	1,610万人
予算額			1兆9,970億円		960億円	2兆 930億円

数字は概数であり、端数処理により合計が一致しないことがある。  
児童数・予算額は公務員分も含んだ数値である。

# 児童手当 給付額・支給対象児童数

## 給付額（予算額）

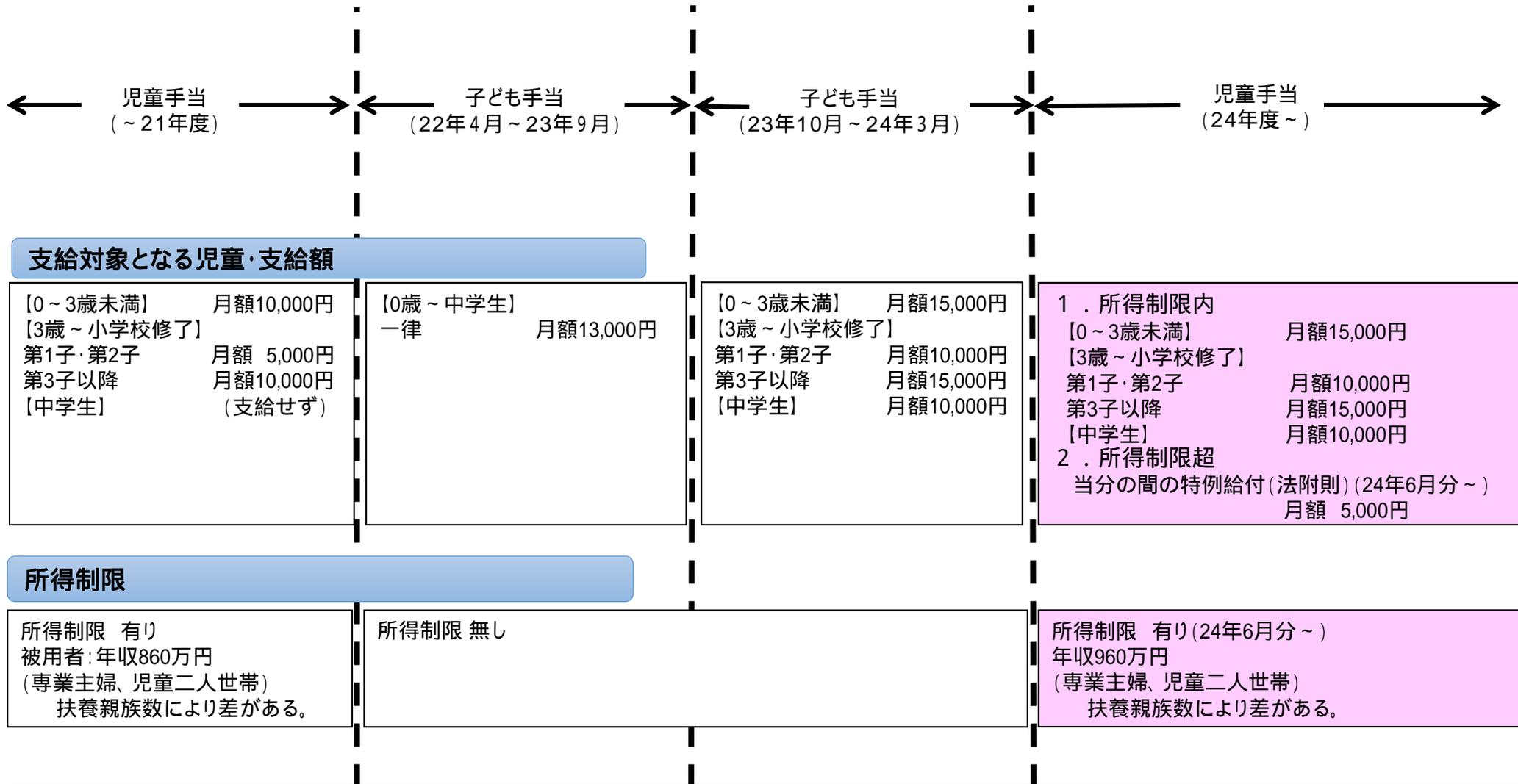
平成24年度 （児童手当）	平成25年度 （児童手当）	平成26年度 （児童手当）	平成27年度 （児童手当）	平成28年度 （児童手当）	平成29年度 （児童手当）	平成30年度 （児童手当）	令和元年度 （児童手当）	令和2年度 （児童手当）
2兆2860億円	2兆2630億円	2兆2250億円	2兆2300億円	2兆2220億円	2兆1990億円	2兆1690億円	2兆1250億円	2兆930億円

## 支給対象児童数及び受給者数（実績人数）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本則給付	支給対象児童数	1,650万人	1,630万人	1,610万人	1,590万人	1,560万人	1,530万人	1,510万人	1,480万人
	受給者数	990万人	980万人	970万人	960万人	940万人	920万人	910万人	890万人
特例給付	支給対象児童数	130万人	130万人	130万人	140万人	140万人	150万人	150万人	160万人
	受給者数	80万人	80万人	80万人	90万人	90万人	90万人	100万人	100万人
総計	支給対象児童数	1,780万人	1,760万人	1,740万人	1,720万人	1,700万人	1,680万人	1,660万人	1,640万人
	受給者数	1,070万人	1,060万人	1,050万人	1,040万人	1,030万人	1,020万人	1,000万人	990万人

児童手当事業年報による各年度2月末の実績。  
四捨五入により、「総計」と内訳の合計に差が生じている。

# 児童手当に関する制度改正の経緯



年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除(扶養控除の上乗せ部分)の廃止  
(所得税:23年分～、住民税:24年度分～)

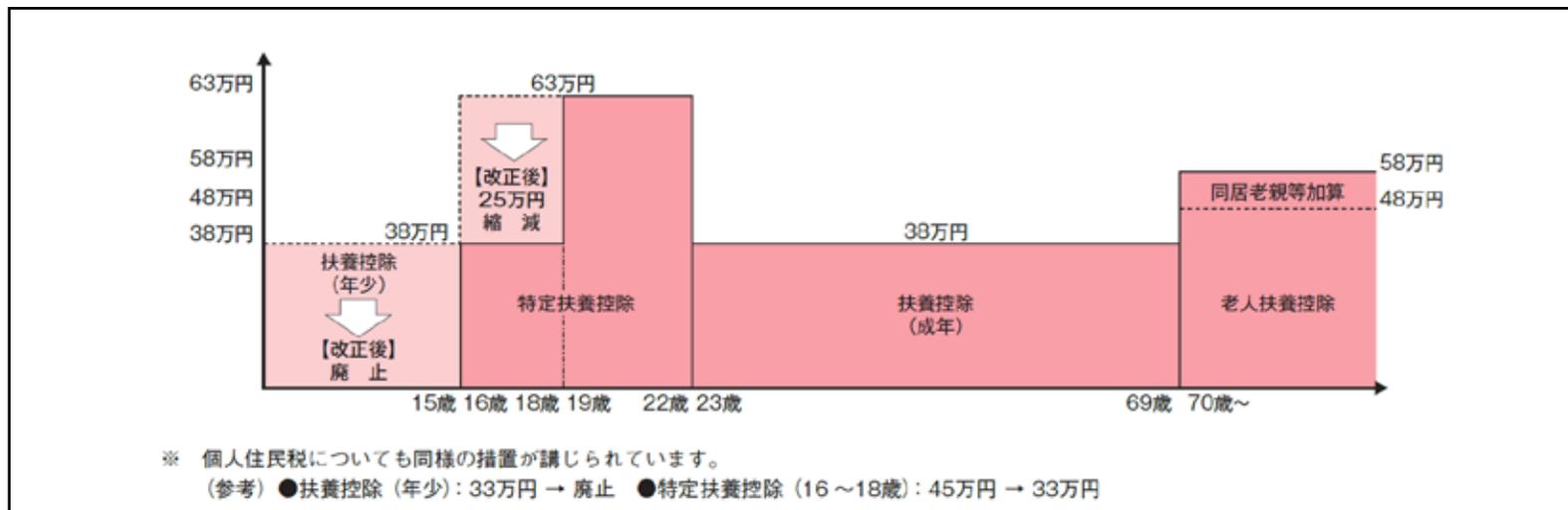
# 年少扶養控除等・所得金額調整控除について

## 平成22年度税制改正

## 年少扶養控除の廃止等

所得税：平成23年分から適用  
住民税：平成24年度分から適用

子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（16歳未満の児童）に対する扶養控除（所得税：38万円、住民税：33万円）を廃止するとともに、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（所得税：25万円、住民税：12万円）を廃止。



出所：平成22年度税制改正に関するパンフレット（財務省）

## 平成30年度税制改正

## 所得金額調整控除の創設

所得税：令和2年分から適用  
住民税：令和3年度分から適用

給与等の収入金額が850万円を越える者であって、23歳未満の扶養親族がいる場合などには、最大15万円を控除する所得金額調整控除を創設。

夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることが可能（最大合計30万円の控除）。

(参考) 平成30年度税制改正において、給与等の収入金額が850万円以上の者に対する給与所得控除を実質15万円引き下げたことにもない、子育て等に対して配慮する観点から、23歳未満の扶養親族がいる方などについて負担増が生じないようにするため、上記の控除を創設したものの。

# 諸外国の児童手当制度の比較

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン	アメリカ
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子から</li> <li>・中学校修了まで</li> </ul> <p>受給者は親</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子から</li> <li>・18歳未満 (失業者は21歳未満、学生は25歳未満、25歳到達前の障害で就労困難の場合は無期限)</li> </ul> <p>受給者は親</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2子以降</li> <li>・20歳未満</li> </ul> <p>受給者は親</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子から</li> <li>・16歳未満 (学生又は就労訓練中の者は20歳未満)</li> </ul> <p>受給者は親</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子から</li> <li>・16歳未満 (学生は18歳まで)</li> </ul> <p>受給者は親</p>	制度無し
支給月額	<p>3歳未満 1.5万円 3歳以上小学校修了前 1.0万円 (第3子以降1.5万円) 中学生 1.0万円</p>	<p>第1・2子 約2.4万円 (204€) 第3子 約2.5万円 (210€) 第4子以降 約2.7万円 (235€) 低所得者に加算有り + 最大約2.2万円 (+185€)</p>	<p>第2子 約1.5万円 (131.55€) 第3子以降 約2.0万円 (168.55€) 14歳以上に加算有り + 約0.8万円 (+65.78€)</p>	<p>第1子 約1.1万円 (20.70 £ / w) 第2子以降 約0.7万円 (13.70 £ / w) 給付額の基準は週単位</p>	<p>第1子 約1.4万円 第2子 約1.5万円 第3子 約2.0万円 第4子 約2.5万円 第5子以降 約2.8万円 [第1子から順に、1250, 1400, 1830, 2260, 2500SEK]</p>	
所得制限	<p>有り(2012年6月～) 年収960万円 (夫婦と児童2人世帯) 所得制限額以上の者に対しては、当分の間の特例給付として、一律0.5万円を支給。</p>	無し	<p>有り(2015年7月～) ・50%減額 年収69,309€(約810万円)超 ・75%減額 年収92,381€(約1,080万円)超 児童数に応じて変動 (上記は子2人の場合) 世帯の所得額により判断</p>	<p>有り(2013年1月～) 年収50,000 £ (約660万円)を超える所得者を世帯に含む場合は、超過額に応じて支給額の一定割合が課税対象となる。</p>	無し	
備考(税制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養控除有り(16歳以上の扶養親族がいる場合)</li> <li>・児童手当は非課税</li> </ul>	<p>児童扶養控除、養育教育控除有り(児童手当との選択制)</p>	<p>子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(N分N乗方式)</p>	<p>児童税額控除有り</p>	なし	<p>児童税額控除有り</p>

(注) 換算レートは、1ユーロ(€) = 117円、1ポンド(£) = 132円、1スウェーデンクローネ(SEK) = 11円(令和2年7月中の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)

(資料)厚生労働省「2019年 海外情勢報告」、JILPTデータブック「国際労働比較2019」による。

# 児童手当に関する閣議決定等

## 少子化社会対策大綱（抜粋）（令和2年5月29日閣議決定）

### 2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

- 2（1）子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）  
（子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）

#### 児童手当の支給・在り方の検討

- ・家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了までの児童を対象として児童手当を支給する。
- ・児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

## 全世代型社会保障検討会議第2次中間報告（抜粋）（令和2年6月25日）

### （5）多子世帯への支援

多子世帯に配慮し、子育て、教育、住居など様々な面での負担の軽減策を推進する。児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

## 全世代型社会保障改革の方針（抜粋）（令和2年12月15日閣議決定）

### 第2章 少子化対策

#### 2．待機児童の解消

（前略）

その際、児童手当については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）等に基づき、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円<sup>1</sup>以上の者）を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年（2022年）10月支給分から適用する。

これらのために、令和3年（2021年）の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

<sup>1</sup>子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合

## 財政制度等審議会建議（抜粋）（令和2年11月25日）

### （4）子供・子育て 児童手当の見直し

現行の児童手当制度においては、所得制限を超えている者に対しても、「当分の間」の措置として月額5,000円（年額6万円）の「特例給付」が支給されている。昨年10月から開始した幼児教育・保育の無償化（3～5歳）において、高所得世帯も含めて家計の負担を軽減させる効果が生じていることや、消費の実態や他制度の例も踏まえ、所得制限を超える者への特例給付については、廃止すべきである。

また、支給に当たっては、世帯の中で最も所得が高い者（主たる生計者）の所得が所得制限を超えなければ、世帯全体の所得にかかわらず支給対象となる仕組みとなっている。平成4年（1992年）以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を超えるなど世帯における就労形態が多様化しており、他の制度においては、世帯合算の所得状況により給付額等の判断がなされる例も多い。子ども・子育て支援の在り方に配慮しながら、足もとの状況変化や公平性の観点等を踏まえ、世帯合算の所得に基づき支給を判断する仕組みに変更すべきである。



# 児童手当の見直しに関する資料等

# 所得税・住民税の配偶者控除の金額

- 配偶者控除を受けることができる収入金額の上限は、1,195万円が上限となっている（給与所得のみの場合）。

## 配偶者控除額

控除を受ける 納税者本人の 合計所得金額	給与所得のみの場合の 給与等の収入金額	配偶者控除額	
		所得税	住民税
900万円以下	1,095万円以下	38万円	33万円
900万円超 950万円以下	1,095万円超 1,145万円以下	26万円	22万円
950万円超 1,000万円以下	1,145万円超 1,195万円以下	13万円	11万円
1,000万円超	1,195万円超	控除無	

23歳未満の扶養親族がいる納税者等が対象となる「所得金額調整控除」の適用がある場合は、「給与所得のみの場合の給与等の収入金額」に15万円を加算する。

# 保育料の所得階層区分

○ 保育所の保育料の所得階層区分のうち、最も高い保育料が適用される区分は、所得割課税額397000円以上（世帯年収1130万円以上（注））となっている。

（注）保育料は、「世帯年収（原則として父母の年収の合算額）」が「1130万円」以上だと、最も高い保育料が適用される所得階層区分となる。なお、実際の保育料の算定は所得割課税額で行うため、世帯年収は目安である。

## 保育認定の子ども

（2号認定：3～5歳児）

（3号認定：0～2歳児）

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
市町村民税 非課税世帯 （～約260万円）	6,000円 〔0円〕	6,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕
所得割課税額 48,600円未満 （～約330万円）	16,500円 〔6,000円〕	16,300円 〔6,000円〕	19,500円 〔9,000円〕	19,300円 〔9,000円〕
所得割課税額 57,700円未満 〔77,101円未満〕 （～約360万円）	27,000円 〔6,000円〕	26,600円 〔6,000円〕	30,000円 〔9,000円〕	29,600円 〔9,000円〕
97,000円未満 （～約470万円）	27,000円 〔6,000円〕	26,600円 〔6,000円〕	30,000円	29,600円
所得割課税額 169,000円未満 （～約640万円）	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
所得割課税額 301,000円未満 （～約930万円）	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
所得割課税額 397,000円未満 （～1,130万円）	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
<b>所得割課税額 397,000円以上 （1,130万円～）</b>	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

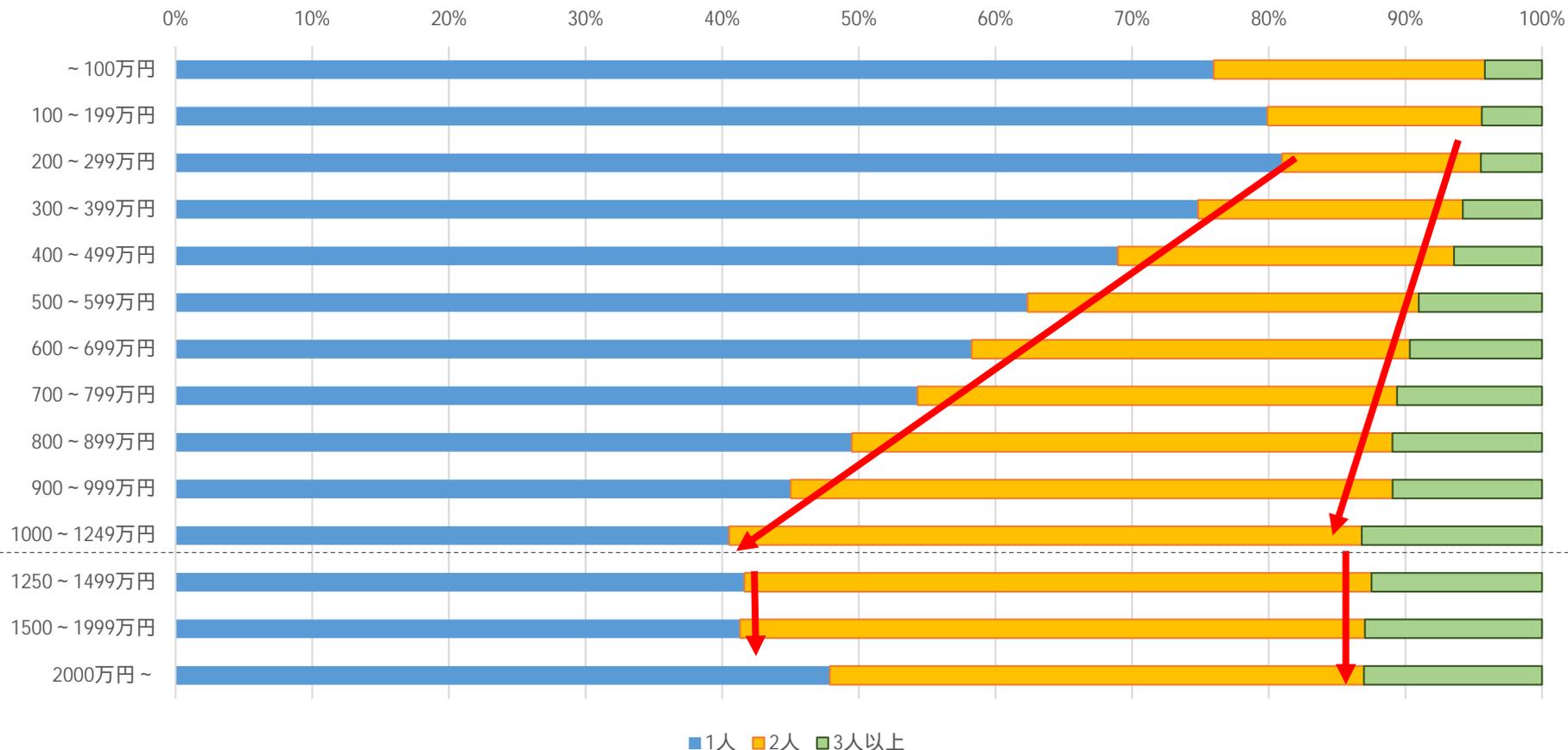
令和元年10月から  
無償化

令和元年10月から  
無償化

- 〔 〕書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

# 世帯収入と子供数

世帯収入の上昇に伴い、子供数が2人、3人以上の割合が上昇する。  
1250万円以上の世帯については、所得と子供数に関係性がみられない。



世帯収入とは、世帯主、配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている1年間の収入（税込み額）の合計をいう。  
（土地等の財産の売却によって得た収入や、相続、贈与などの臨時的な収入は含まない。）

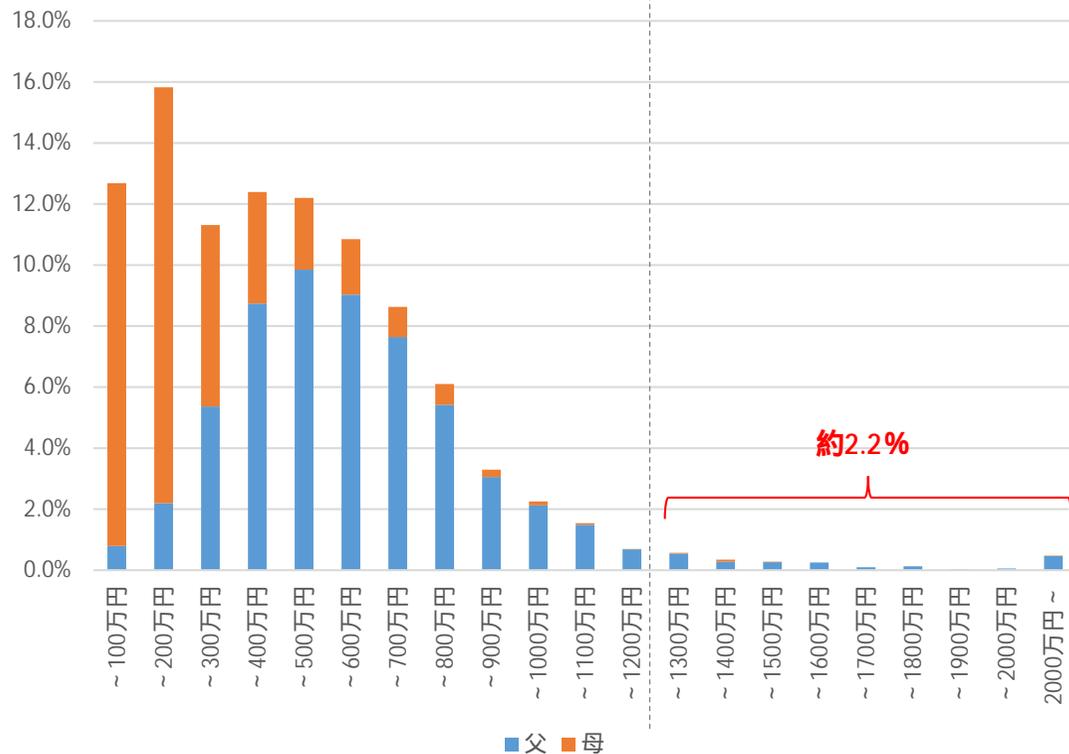
注：親の年齢による収入の差の影響を回避するため、子供のうち一人の年齢が15歳以上の核家族世帯に限定している。

出典：平成29年就業構造基本調査全国結果より作成

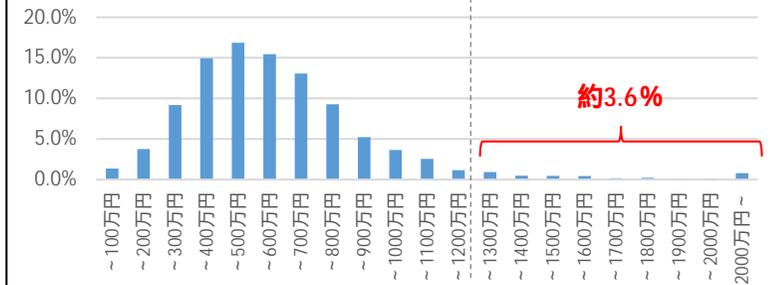
# 15歳以下の子どもがいる世帯の就業者ごとの収入分布

就業者である父母のうち、年収1,200万円以上の者は約2.2%となっている。  
 父母別に見ると、就業者である父のうち年収1,200万円以上の者は約3.6%、母については約0.3%となっている。

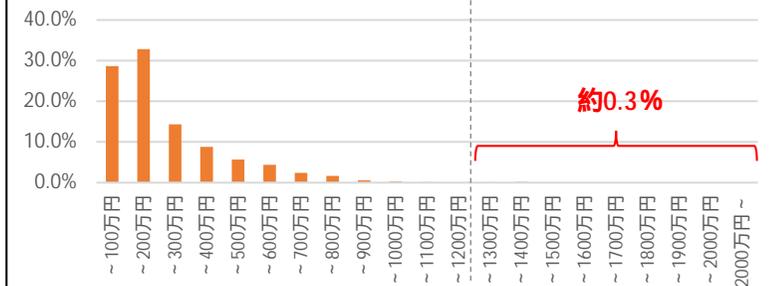
15歳以下の子どもがいる世帯の  
就業者ごとの収入分布（全体）



15歳以下の子どもがいる世帯の  
就業者ごとの収入分布（父）



15歳以下の子どもがいる世帯の  
就業者ごとの収入分布（母）

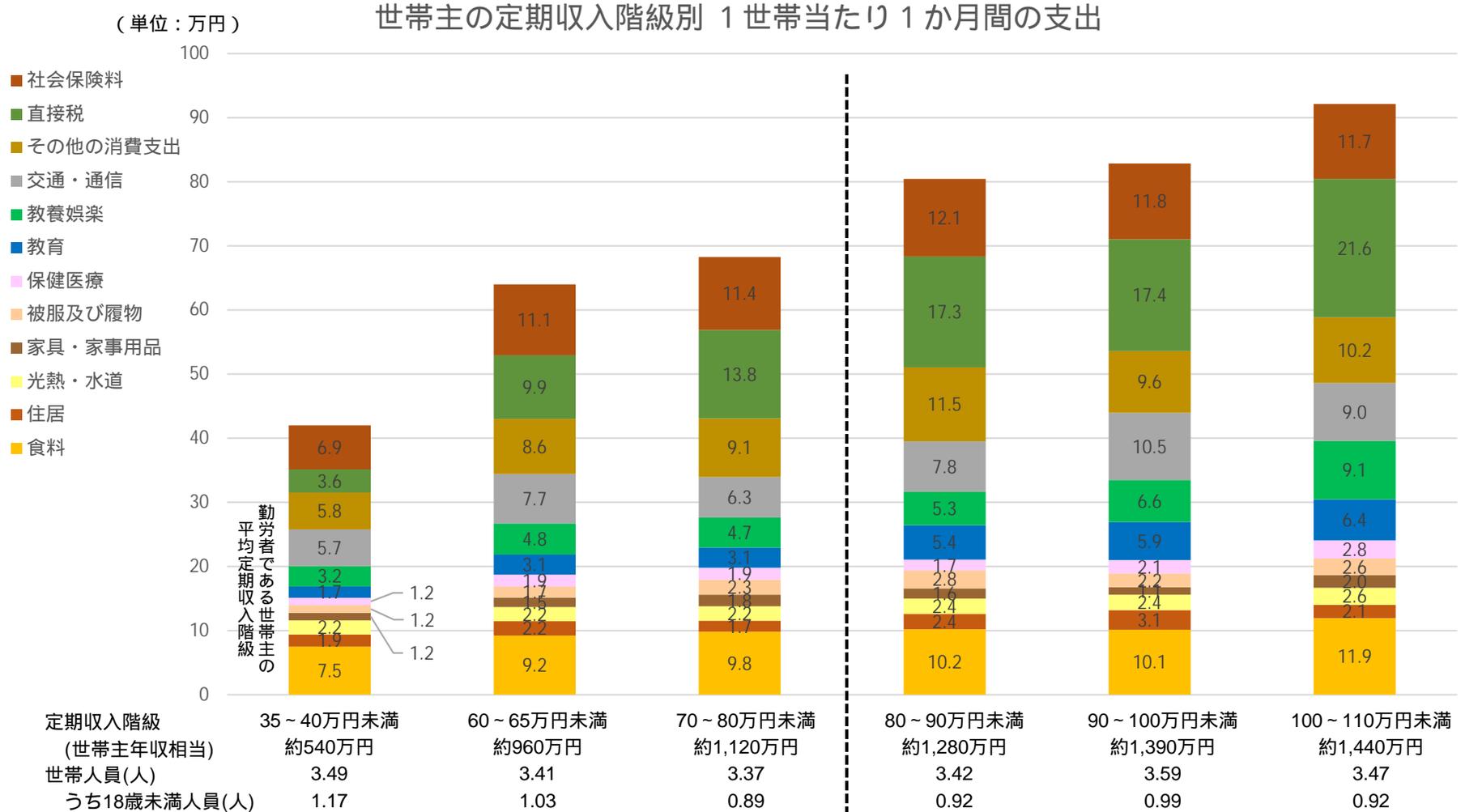


無収入者である者以外の者を「就業者」としている。本データは世帯の就業者2人までのデータであり、「父」及び「母」の中には、一部祖父、祖母等が含まれている。

# 勤労者である世帯主の定期収入階級別の1か月の支出内訳

「光熱・水道費」、「家具・家事用品費」、「被服及び履物費」の支出は、勤労者である世帯主の定期収入階級に関わらず同程度である。

○ 「教養娯楽費」の支出は、同階級が高くなるにつれ増加傾向にある。



1 「定期収入」には、臨時収入・賞与は含まれていない。

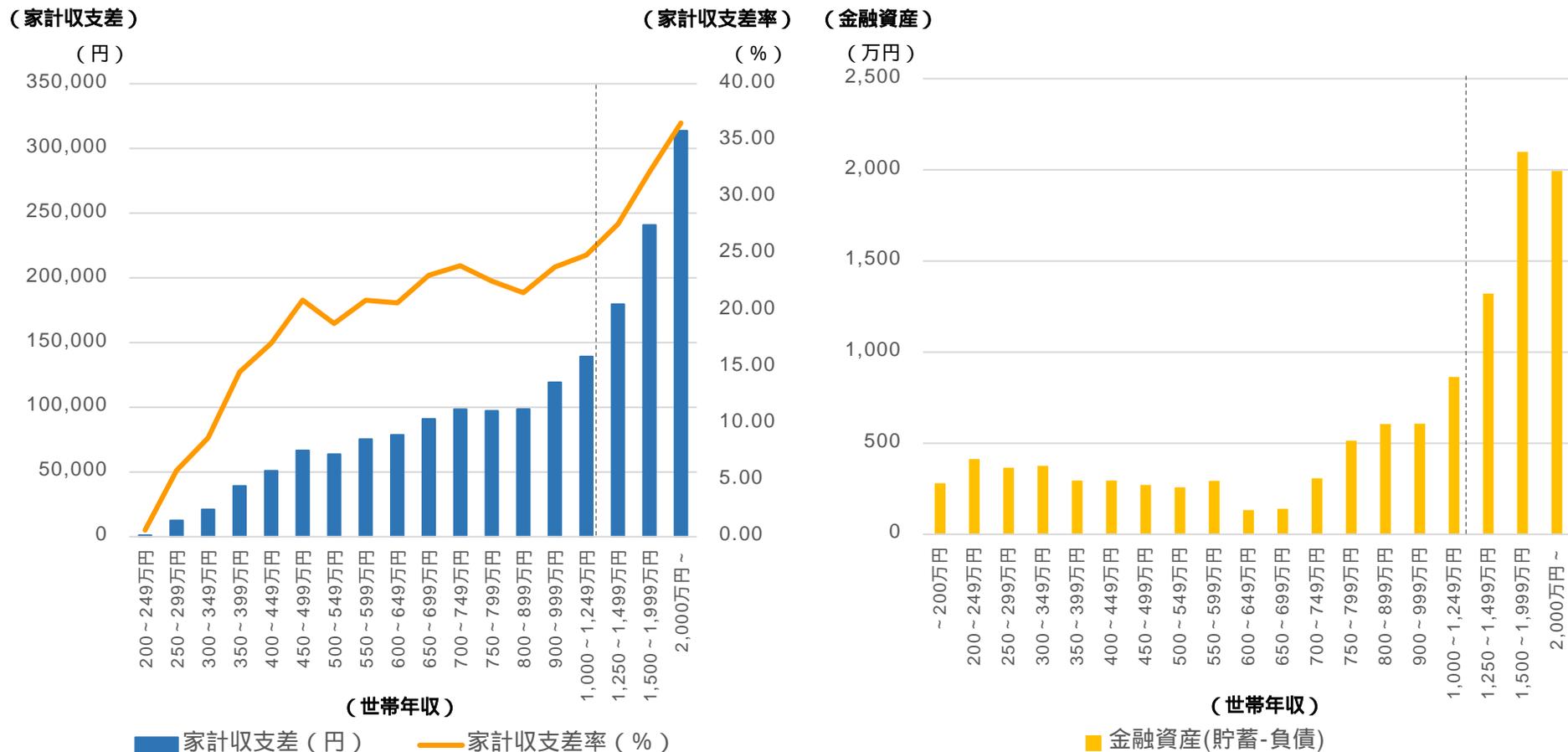
2 世帯主年収相当とは、各階級ごとの平均世帯主収入（世帯主の定期収入+臨時収入・賞与）×12か月で試算した額。

3 支出項目から預貯金、個人・企業年金保険金、土地家屋借入金等の「実支出以外の支払い」は除いている。

出典：2019年家計調査を基に内閣府で作成。

# 世帯年収別の家計収支差と金融資産の状況

世帯年収が高くなるにつれ、家計収支差及び家計収支差率の値は大きくなる傾向にある。年収1,250万円以上の世帯では年収1,250万円未満の世帯と比べて、保有する金融資産の額が大きい。

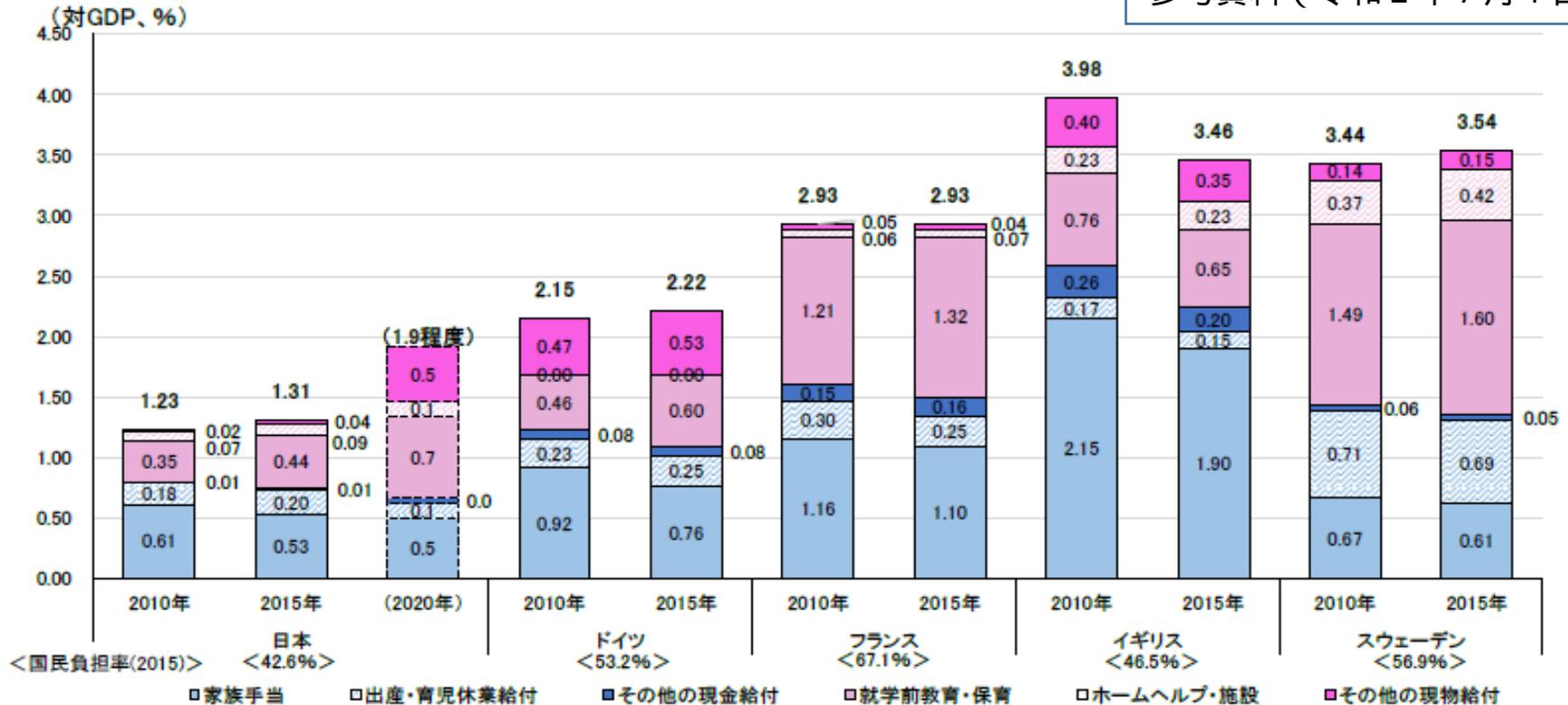


- 1 家計収支差とは、可処分所得から消費支出を差し引いた額（家計収支差 = 可処分所得 - 消費支出）
- 2 家計収支差率とは、可処分所得のうち、家計収支差の占める割合。（家計収支差率 = 家計収支差 / 可処分所得 × 100）
- 3 家計収支差は1月あたりの収支差額、金融資産は調査時点において保有する金融資産の額を集計している。

# 主要国の家族関係支出の変化

○日本を含め、家族関係支出のうち、現物給付を充実させる傾向。

選択する未来2.0 中間報告  
参考資料(令和2年7月1日)



## 現金給付

- ・家族手当: 児童手当、児童扶養手当
- ・出産・育児休業給付: 出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金
- ・その他の現金給付: 教育扶助、障害児養育年金 など

## 現物給付

- ・就学前教育・保育: 仕事・子育て両立支援事業、子ども・子育て支援対策費、保育対策費
- ・ホームヘルプ、施設: 障害保健福祉費、公立児童福祉施設・児童デイサービス施設
- ・その他の現物給付: 地域子ども・子育て支援事業費、児童相談所 など

(備考) 1. OECD "Social Expenditure Database" (2019年12月データ取得) により作成。

2. 日本の2020年の数値については、社人研「社会保障費用統計」(平成27~29年度)の値、2018年度以降の国・少子化関連予算の増額分、子ども・子育て支援制度予算の増額分、高等教育無償化予算の増額分を用いて推計。なお、消費税率引上げに伴う高等教育無償化について、給付型奨学金の上乗せ分は「その他の現金給付」に計上し、その他は「その他の現物給付」として便宜的に計上。

3. 国民負担率は財務省資料により引用、対国民所得比。

# 理想の子供数を持たない理由

## 理想・予定子ども数の組み合わせ別にみた、理想の子ども数を持たない理由 (予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦)

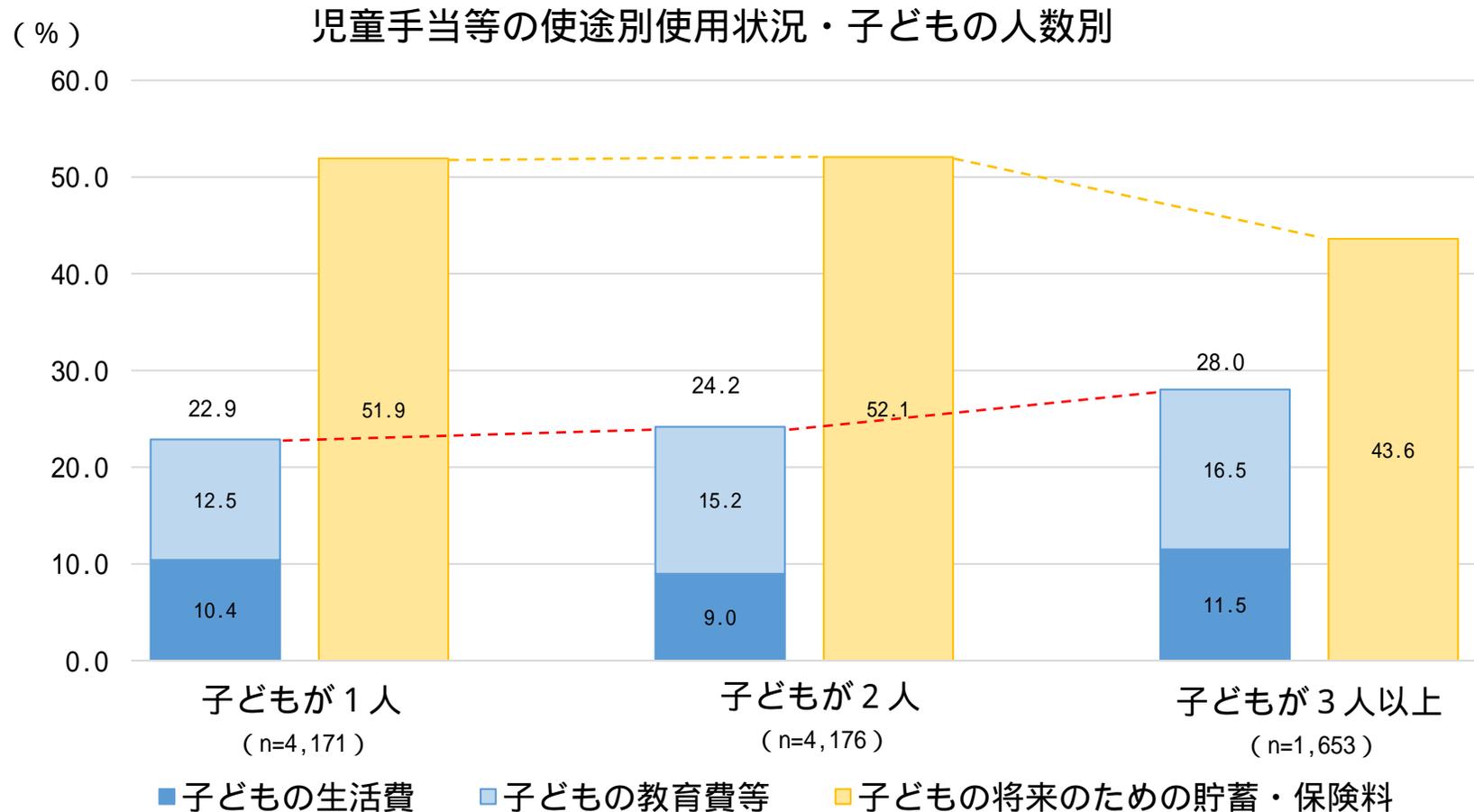
(複数回答)

下回る組み合わせ 理想子ども数を 予定子ども数が	予定子ども数が理想を 下回る夫婦の内訳を (客体数)	理想の子ども数を持たない理由												
		経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他		
		金が育てたり教育にお	えや自分の仕事(勤め	家が狭いから	い高年齢で生むのは	き欲しいけれども	健康上の理由から	か心に耐えられない	いの協力が得られない	夫の家事・育児	人定年退職の時期	夫が望まないから	な育つ環境	ら子どもが社会での
理想1人以上 予定0人	6.1 % ( 77)	15.6 %	6.5	1.3	39.0	74.0	24.7	9.1	2.6	2.6	3.9	6.5	9.1	
理想2人以上 予定1人	39.2 ( 491)	43.8	11.8	6.1	42.4	34.8	17.5	14.1	11.6	6.5	9.4	5.7	4.9	
理想3人以上 予定2人以上	54.7 ( 685)	69.8	18.7	16.1	38.1	9.8	14.7	21.0	9.6	8.3	7.7	6.1	6.3	
総数	100.0 % (1,253)	56.3 %	15.2	11.3	39.8	23.5	16.4	17.6	10.0	7.3	8.1	6.0	5.9	

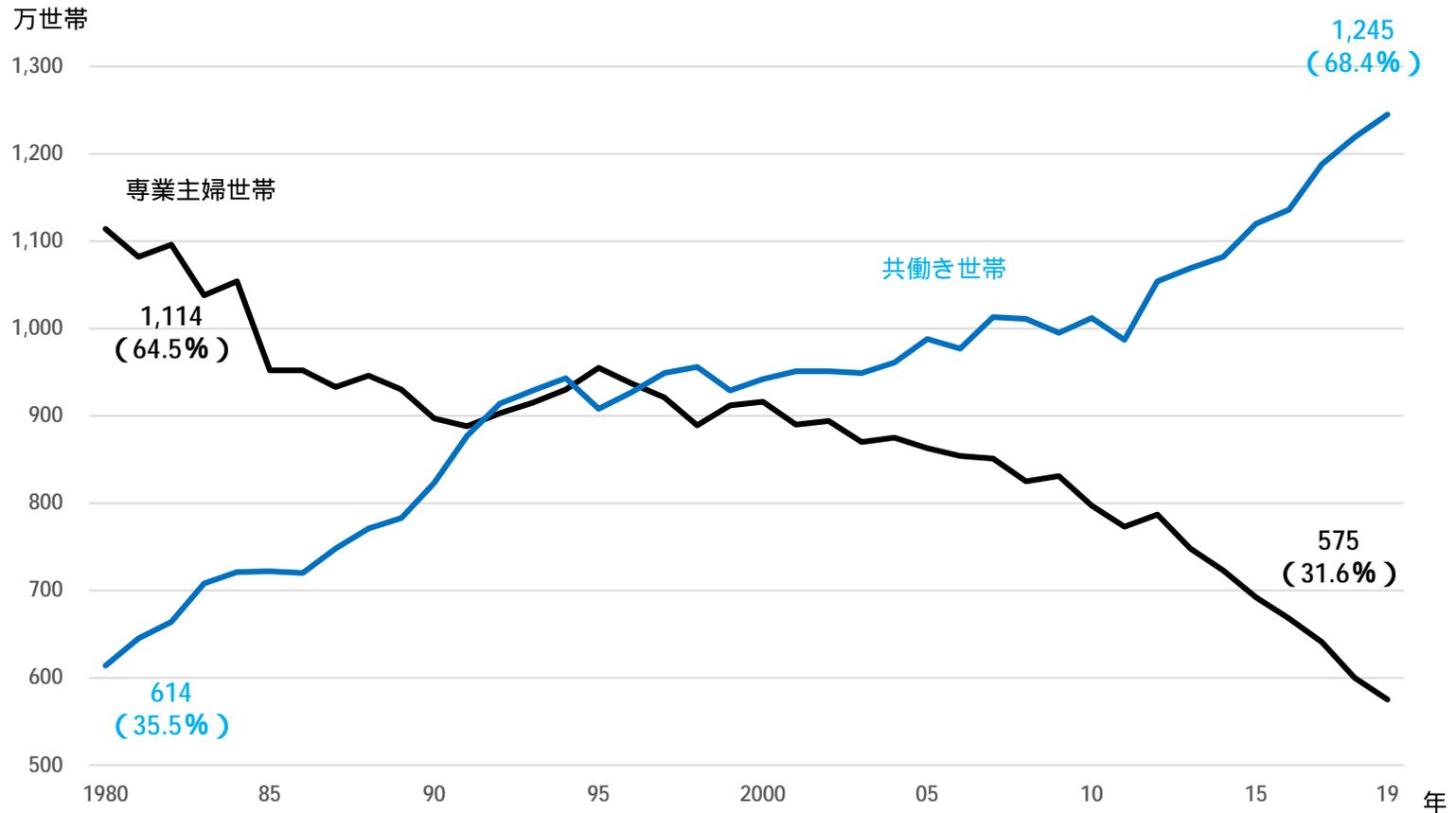
出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年)

# 児童手当等の使途別使用状況

児童手当等をどのような使い道に使ったか（使う予定か）を複数回答で聞いたところ、「子どもの生活費」・「子どもの教育費等」に使ったとした回答の合計割合は、子どもの人数が増えるほど増加した。  
 「子どもの将来のための貯蓄・保険料」に使ったとした回答の割合は、子どもの人数が3人以上になると減少した。



# 専業主婦世帯と共働き世帯の推移（1980～2019年）



資料出所 厚生労働省「厚生労働白書」、内閣府「男女共同参画白書」、  
総務省「労働力調査特別調査」、総務省「労働力調査（詳細集計）」

注1 「専業主婦世帯」は、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。

注2 「共働き世帯」は、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

注3 2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

注4 2013年～2016年は、2015年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列用接続数値。

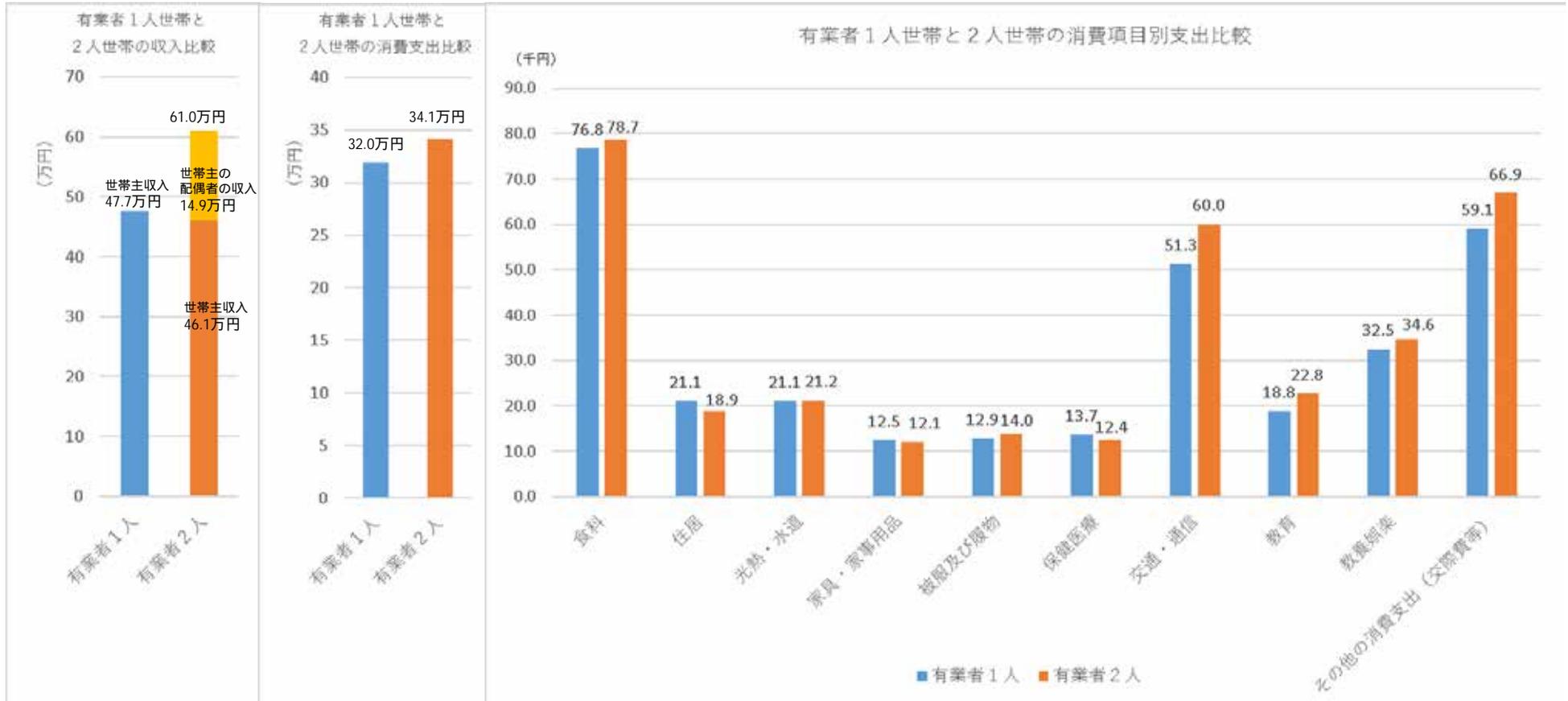
（出典）労働政策研究・研修機構JILPTウェブサイト「専業主婦世帯と共働き世帯 1980年～2019年」を内閣府において一部加工

# 共働き世帯と片働き世帯の比較

○ 核家族世帯における有業者1人世帯と2人世帯の月収入は13.3万円程度の差があり、消費支出は2.2万円程度(注)の差がある。

(注) 端数処理の関係で、下表の消費支出の差額とは一致しない。

○ 消費支出の項目別を見ると、「交通・通信費」、交際費等の「その他の消費支出」、「教育費」の順に支出額に乖離がある。



出典：家計調査年報(家計収支編)2019年(令和元年)

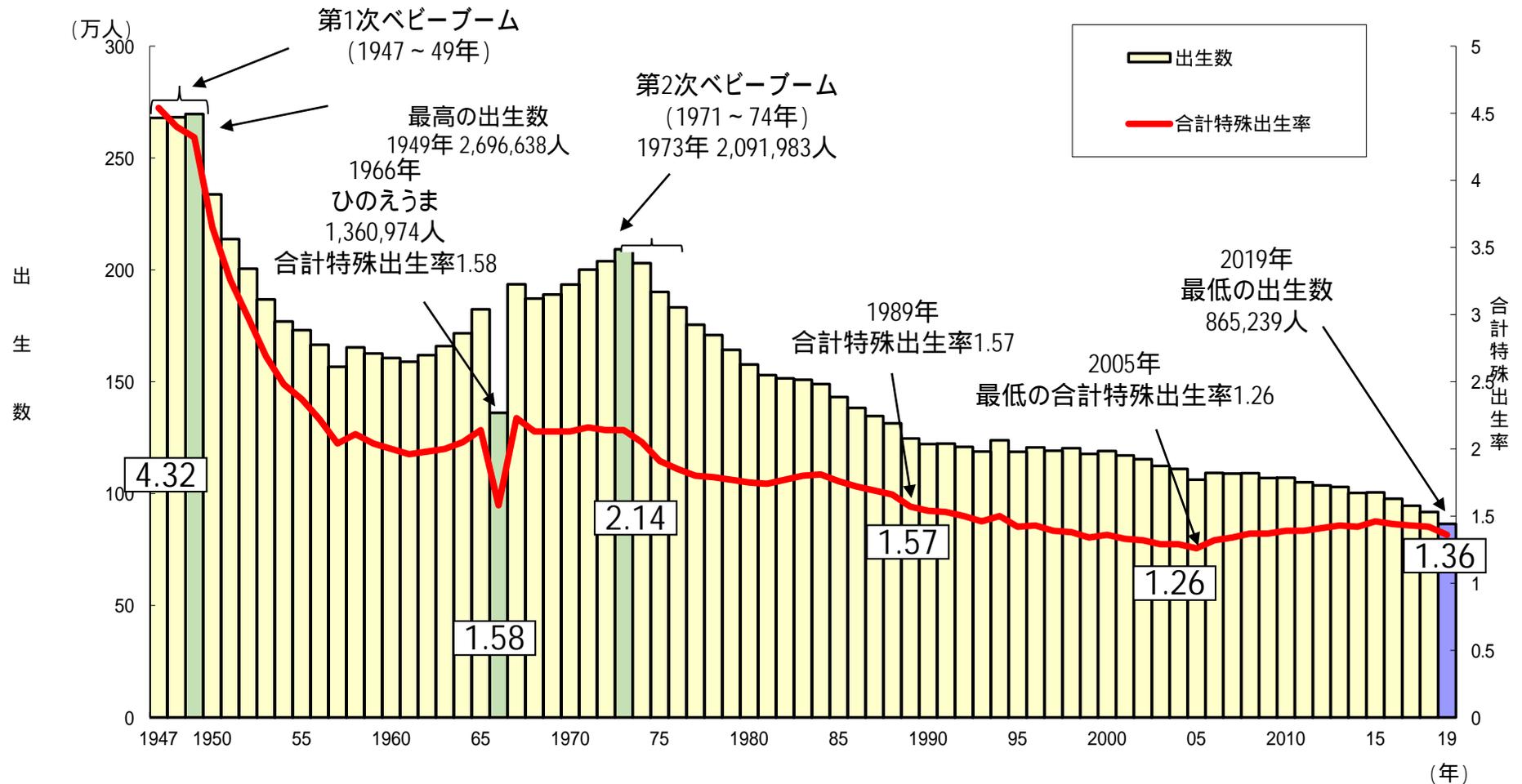
いずれのグラフも、核家族世帯のうち勤労者世帯の1か月間の収入ないし支出を示す。

有業者1人世帯の平均世帯人員数は3.22人、有業者2人世帯の平均世帯人員数は3.32人

有業者1人世帯の平均18歳未満人員数は1.09人、有業者2人世帯の平均18歳未満人員数は1.08人

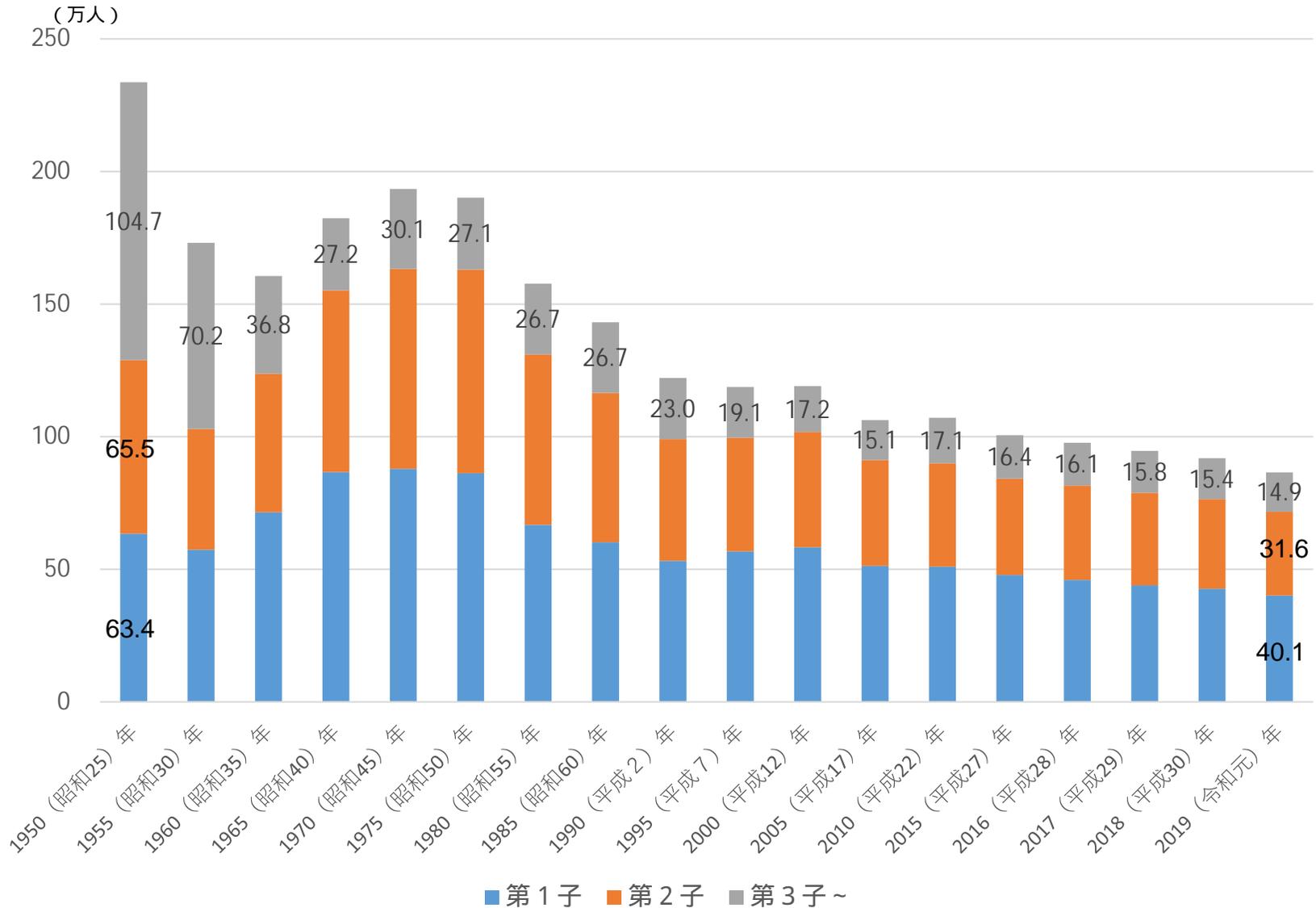
# 出生数、合計特殊出生率の推移

2019年の出生数は86万5,239人(確定数)で、前年比53,161人減少。  
合計特殊出生率(2019年)は1.36で前年比0.06ポイント低下。



資料:厚生労働省「人口動態統計」

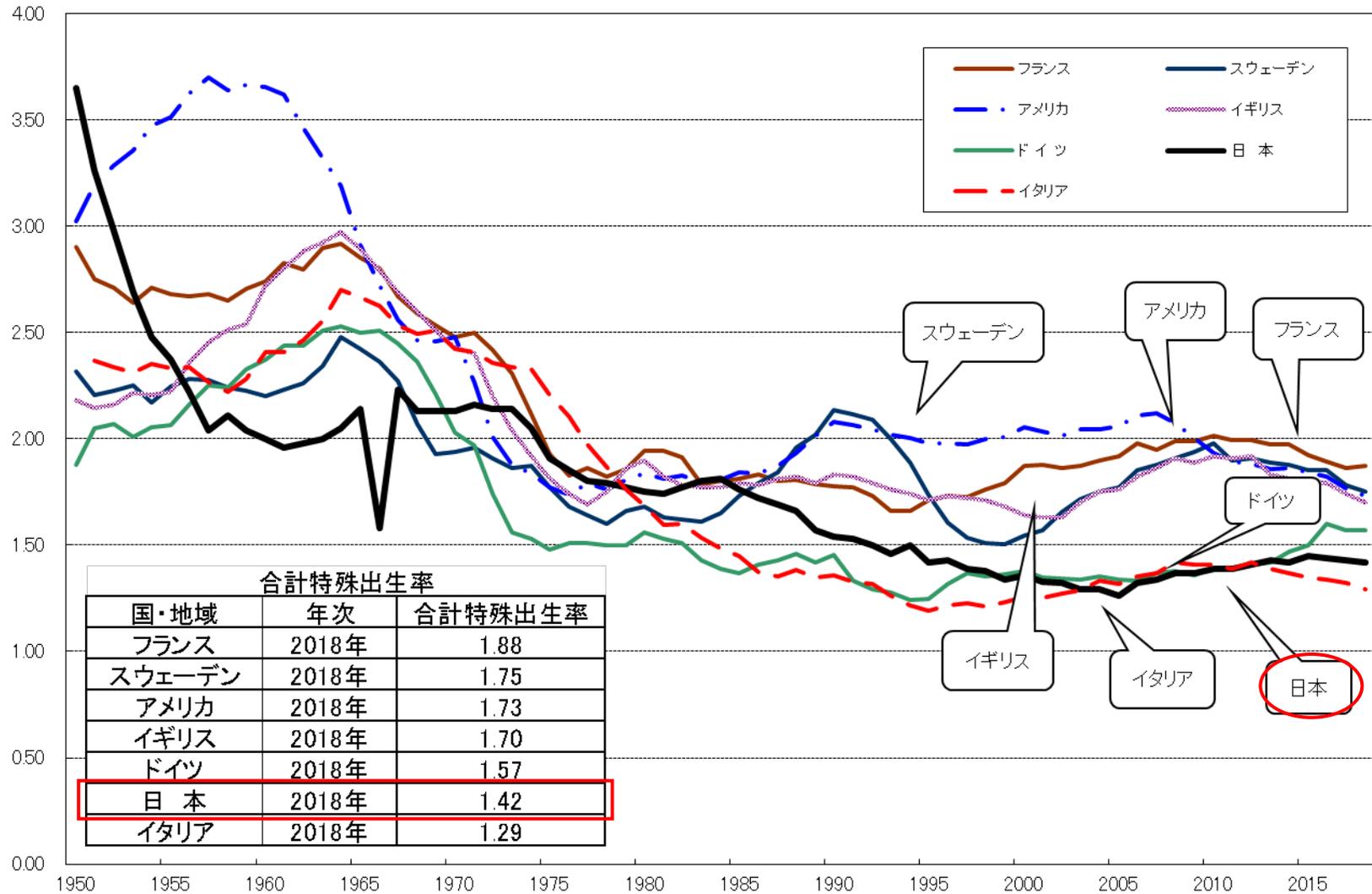
# 出生順位別の出生数の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」に基づき作成。

注：1970年以前は沖縄県を含まない。「出生順位」とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序。

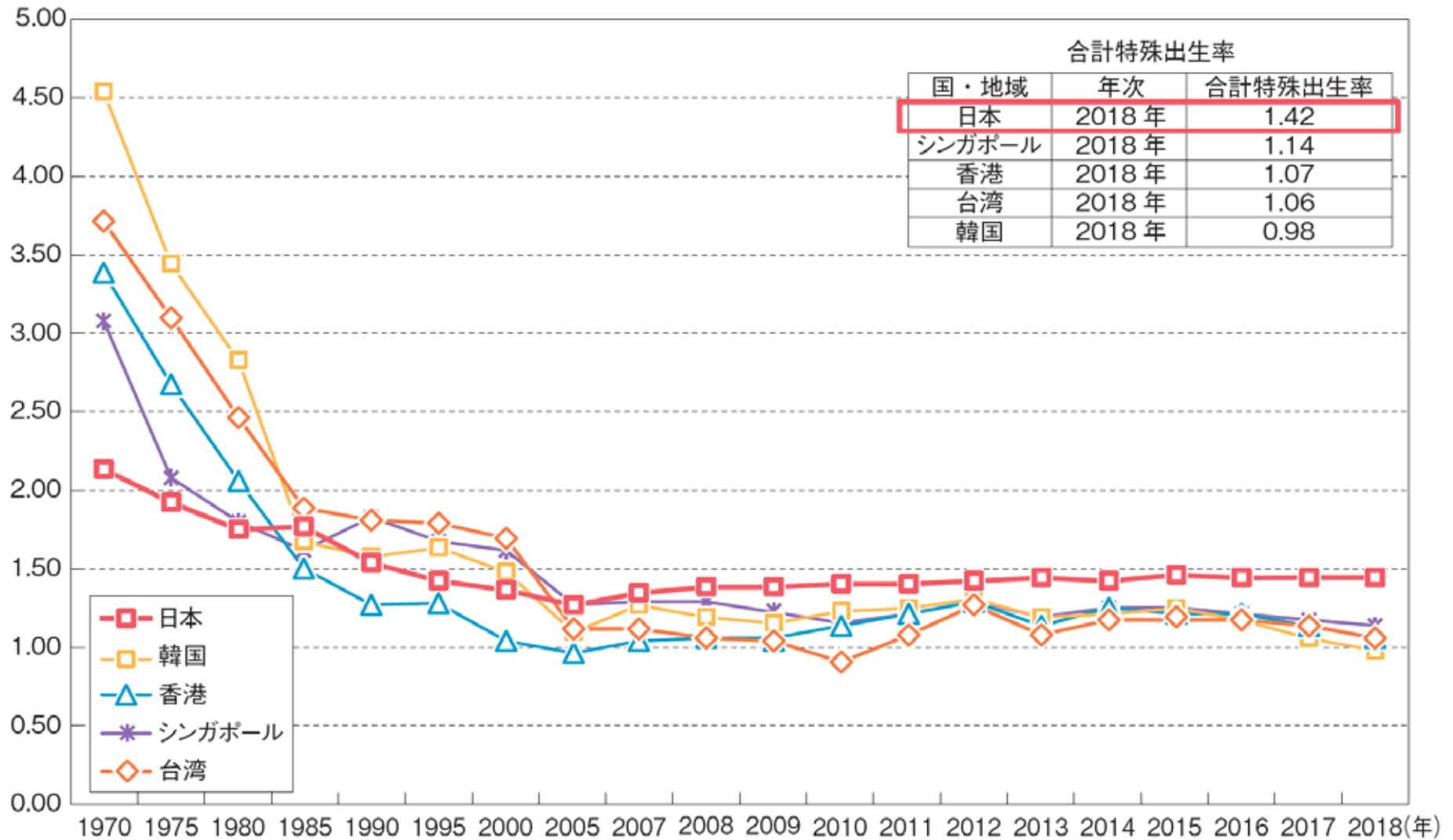
# 諸外国の合計特殊出生率の動き（欧米）



資料：諸外国の数値は1959年までUnited Nations “Demographic Yearbook” 等、1960～2017年はOECD Family database、2018年は各国統計、日本の数値は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

注：2018年のフランスの数値は暫定値となっている。

# 諸外国の合計特殊出生率の動き（アジア）



資料：各国・地域統計、日本は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

注：台湾の1970年は1971年、1975年は1976年、1980年は1981年の数値。

2019年は、シンガポール 1.14、香港 1.05（暫定値）、韓国 0.92（暫定値）となっている。